

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う今後の主な対応方針

R5.5.1 第 96 回 邑南町新型コロナウイルス対策本部会議

1. 邑南町の対応方針

	現在	今後（5月8日以降）
町対策本部	「邑南町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき設置	政府対策本部・県対策本部の廃止に伴い廃止
邑南町の対応	・特措法や基本的対処方針に基づき、町民および事業者の皆様に「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」により協力要請 ※下記「4. 主な変更点」参照	・「新型コロナウイルス感染症に対する対応について」は終了 ・国、県からの情報に基づく情報提供

2. 今後の町の体制

感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するため、「邑南町新型インフルエンザ等対策会議」を設置し、必要に応じて開催する。

- ・会議の構成員は、町対策本部と同じ

3. 邑南町役場としての取り組み

現在発出している「邑南町役場としての取り組み」は廃止する。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が収束したわけではありません。

よって役場職員については、5月8日以降も引き続き、業務時間中の「マスクの着用・手洗い等の手指衛生・換気」の感染対策を実施します。

4. 主な変更点

	現在	今後（5月8日以降）
日常生活について	・ 基本的な感染症対策 ①「三つの密」の回避 ②「人と人との距離の確保」 ③「マスクの着用（不織布マスクを推奨）」 ④「手洗いなどの手指衛生」 ⑤こまめな換気 など ・ 都道府県をまたぐ移動 発熱等の症状がある場合は控える ・ 飲食店の利用 感染症拡大防止対策を徹底し、そうした店舗を利用してください ・ 業種別ガイドライン ・ 無線放送の家族葬の対応 ・ イベント等の催しものの開催 人数や収容率の制限	終了 今後の感染対策は、個人や事業者の判断に委ねることが基本となります。 ただし、手洗い等の手指衛生や換気は、引き続き、感染対策として有効です また、医療機関を受診するとき、高齢者施設等を訪問するときは、マスクの着用を推奨します お悔みの放送は、家族葬を含むすべてに対応します
町の施策	・ 自宅療養者等生活支援事業 ・ 抗原定性検査事業 ・ PCR 検体移送業務	終了
小学校・中学校 保育所・児童クラブ	発生前・発生時等の対応方針	終了 今後は国の感染症対策ガイドラインに基づき対応
療養期間	感染症法による自宅療養（外出自粛）の要請 ・ 発症後7日間経過かつ症状軽快後24時間経過 ・ 濃厚接触者：最終接触日から5日間待機	外出を控えるかどうかは、個人の判断に委ねられる療養の目安として、 ・ 発症後5日間経過かつ症状軽快後24時間経過 ・ 濃厚接触者：特定されない

		現在	→	今後（5月8日以降）
ワクチン接種		自己負担なし		令和5年度については <u>自己負担なし</u>
相談窓口		しまね健康相談コールセンター 8:30～21:00（土・日・祝日も受付） ☎0854-84-9810（県央保健所）		<u>継続</u>
		邑南町新型コロナワクチン相談窓口コールセンター 8:30～17:15（土・日・祝日を除く） ☎0855-83-2330（役場保健課内）		<u>継続</u>
		コロナ救済！お金の相談窓口		<u>終了</u> 今後は役場産業支援課商工グループ（☎95-2565）までご相談ください。
医療提供体制等（国・県含む）				
外来医療	医療費負担	検査費用、陽性診断後の外来医療費の自己負担分を公費負担		検査費用、陽性診断後の外来医療費は <u>自己負担</u> コロナ治療薬は9月末まで自己負担なし
入院医療	入院調整	県入院調整本部による調整		<u>医療機関間による調整</u> 医療ひっ迫時は県本部による調整
	医療費 公費負担	入院医療費を公費負担		<u>自己負担</u> 高額療養費の自己負担限度額から 2万円を上限に軽減
宿泊療養	療養施設	自宅で隔離が困難な方が療養できる 宿泊療養施設を提供（3か所計 133 室）		<u>終了</u>
自宅療養	健康観察	フォローアップセンター、訪問看護ステーション、 保健所等で対応		<u>終了</u> 体調急変時の相談は健康相談コール センターで継続対応

※引き続き、発熱等、症状があるときは、かかりつけ医または医療機関、しまね健康相談コールセンターに連絡のうえ、受診してください。